

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、賦課限度額を引き上げる等のため、本条例を制定するものであります。

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日立市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「茨城県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに茨城県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）

（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第13条から第16条までを次のように改める。

第13条から第16条まで 削除

第17条中「又は第13条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の賦課額と第13条の賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1項において同じ。）」を削り、「65万円」を「66万円」に改める。

第17条の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、茨城県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第17条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の6の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の7から第17条の11までを次のように改める。

第17条の7から第17条の11まで 削除

第17条の12中「又は第17条の7」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1項において同じ。）」を削り、「24万円」を「26万円」に改める。

第17条の13第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第20条中「、第13条、第17条の3若しくは第17条の7」を「若しくは第17条の3」に改め、「若しくは第16条」を削る。

第21条第1項中「又は第13条」を削り、「65万円」を「66万円」に、「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「又は第13条」及び「又は第17条の7」を削り、「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「又は第13条」を削り、「65万円」を「66万円」に改める。

第21条の3第1項中「又は第16条」を削り、同条第3項中「又は第16条」及び「又は第17条の10」を削り、同条第4項中「又は第

16条」を削り、同条第6項中「又は第16条」及び「又は第17条の10」を削る。

第21条の4第1項中「又は第13条」を削り、「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「又は第13条」及び「又は第17条の7」を削り、「65万円」を「66万円」に、「22万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第13条」を削り、「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「又は第13条」及び「又は第17条の7」を削り、「65万円」を「66万円」に、「22万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「又は第13条」を削り、「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第17条、第17条の12、第21条及び第21条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

1 保険料の賦課限度額の引上げ

- (1) 基礎賦課限度額を、65万円から66万円に引き上げることとした。
- (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額を、24万円から26万円に引き上げることとした。

2 保険料の軽減措置の拡充

2割軽減の対象となる世帯の判定に係る総所得金額等の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を、54.5万円から56万円に引き上げることとした。

軽減措置	世帯の前年の総所得金額等	
	改正前	改正後
2割	$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + \underline{54.5万円} \times (\text{世帯の被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$ 以下	$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + \underline{56万円} \times (\text{世帯の被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$ 以下

3 退職者医療制度の完全廃止に伴う関係規定の整理

退職者医療制度が完全に廃止されたことに伴い、「一般被保険者」と「退職被保険者」の区分がなくなるため、「退職被保険者等」に係る規定を削除し、「被保険者」に統一することとした。